

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

平成29年3月7日

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター  
九州シンクロトロン光研究センター  
業務執行理事 平井 康晴

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 平成29年度佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター  
清掃業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 仕様書及び入札説明書による
- (3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地  
佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

## 2 入札参加資格及び条件に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、県を通じて佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成29年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち平成27年度及び平成28年度庁舎等の維持管理業務（清掃業務）の委託に関する一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者で、佐賀県内に本支店又は営業所等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手

続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

- (5) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という)は、「入札参加届」と下記関係資料を平成29年3月17日(金)午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送(3月17日(金)午後5時までに担当課へ必着)してください。郵送の場合は、書留郵便としてください。

①営業概要書

②同種業務委託の履行実績調書

提出した関係資料等について説明を求められる場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、「入札参加届」等を提出した後に入札に参加しないこととした場合は、辞退届を書面で提出してください。

提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※ 担当課

郵便番号 841-0005 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地  
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター

九州シンクロトロン光研究センター 総務課 村岡

電話 0942-83-5017

(2) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県発注の契約に係る入札参加停止処分を受けたとき。

エ 自己又は自社の役員等が2(7)のアからキまでのいずれかに該当する者であること及び2(7)のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

オ その他本件委託に際し、履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

3(1)の担当課に同じ

(2) 入札説明書等の交付方法

平成29年3月7日(火)から3月17日(金)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時より午後5時までの間、上記(1)において交付します。また財団のホームページからも入手できます。<http://www.saga-ls.jp>

なお、業務実施個所の図面等をご希望の場合は3(1)の担当課までお申し出ください。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 平成29年3月23日(木) 10時00分

イ 場 所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

九州シンクロトロン光研究センター 2階 セミナー室B

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とします。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。(代理人が入札に参加する場合は、入札前に委任状を提出してください。)この場合において、入札者又はその代

理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない財団職員を立ち合わせて行います。

## 5 その他

### (1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。

### (2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

### (3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 委託業務の廃止もしくは変更その他必要があると認められるとき。
- ウ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

### (4) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札を行った者で、予定価格の範囲内であり、かつ最低の申し込みを行った者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合は落札者とします。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- ウ 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない財団職員にくじを引かせるものとします。

(5) 提出された書類は返却しません。また、提出書類の作成に要した費用、その他この入札参加に要した経費は、入札者の負担とします。

(6) 詳細は、入札説明書を参照してください。

(7) その他

この公告に掲げる入札及び契約は、平成 29 年 3 月の公益財団法人佐賀県地域産業支援センター評議員会において、当該委託業務関係の予算が承認されない場合は中止します。この場合は、財団ホームページにより公告します。

(8) 問い合わせ先

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター

九州シンクロトン光研究センター 総務課 村岡

電話 0942-83-5017